

海洋汚染防止のための構造 及び設備規則

規
則

2012 年 第 1 回 一部改正

2012 年 11 月 15 日 規則 第 49 号

2012 年 7 月 27 日 技術委員会 審議

2012 年 9 月 25 日 理事会 承認

2012 年 10 月 23 日 国土交通大臣 認可

2012 年 11 月 15 日 規則 第 49 号

海洋汚染防止のための構造及び設備規則の一部を改正する規則

「海洋汚染防止のための構造及び設備規則」の一部を次のように改正する。

3 編 油による海洋汚染防止のための構造及び設備

1 章 通則

1.1 適用等

1.1.1 適用

-7.として次の 1 項を加える。

-7. シングルハル油タンカーからばら積貨物船に改造を行う場合は、改造の時点で有効な要件に適合しなければならない。

附 則

1. この規則は、2012 年 11 月 15 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に改造のための契約が行われた船舶にあっては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

海洋汚染防止のための構造及び設備 規則検査要領

要
領

2012 年 第 1 回 一部改正

2012 年 11 月 15 日 達 第 75 号

2012 年 7 月 27 日 技術委員会 審議

2012 年 11 月 15 日 達 第 75 号

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領の一部を改正する達

「海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

3 編 油による海洋汚染防止のための構造及び設備

2 章 機関区域からの油による海洋汚染防止のための設備

2.2 油性残留物（スラッジ）の収納及び排出（附属書 I 第 12 規則及び第 13 規則関連）

2.2.2 を次のように改める。

2.2.2 油性残留物（スラッジ）タンクの構造及び配管

-1. 規則 3 編 2.2.2-2.(1)において、規則 3 編 2.2.3 に規定する標準排出連結具への共通管に接続するスラッジ管系及びビルジ水管系の相互連結管であって、ビルジ水管系への流入を防止するためのねじ締め逆止弁が設置された場合は、当該配管を規則 3 編 2.2.2-2.(1)(a)にいう「共通管」とみなすことができる。

-2. 規則 3 編 2.2.2-2.(2)(c)にいう、「建造契約日が 2010 年 7 月 1 日より前の船舶」におけるポンプの吐出量は、次の取扱いとすること。

- (1) 1991 年 12 月 31 日までに建造開始段階にある船舶におけるポンプの吐出量は、次に示す Q_1 又は Q_2 のいずれか大きい値以上とすること。

$$Q_1 = \frac{V}{t} \quad (m^3/h)$$

V : 2.2.1-2.(1)に規定される V_1 , あるいは V_2

t : 6 時間

$Q_2 = 5.0 \quad (m^3/h)$ 総トン数 1,000 トンを超える船舶

$Q_2 = 2.5 \quad (m^3/h)$ 総トン数 1,000 トン以下の船舶

- (2) 1991 年 12 月 31 日以後、建造開始段階にある船舶におけるポンプの吐出量は、次に示す Q_1 又は Q_2 のいずれか大きい値以上とすること。

$$Q_1 = \frac{V}{t} \quad (m^3/h)$$

V : 2.2.1-2.(1)に規定される V_1 , あるいは V_2

t : 4 時間

$Q_2 = 2.0 \quad (m^3/h)$

附 則

1. この達は、2012 年 11 月 15 日から施行する。